明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十五年六月八日

○第三十四回国会 参議院会議録第二十四号

昭和三十五年六月八日（水曜日）午前十一時四十七分開議

議事日程　第三十号
昭和三十五年六月八日
午前十時開議
第一　運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　薬事法案（内閣提出）
第三　薬剤師法案（内閣提出）
第四　医療金融公庫法案（内閣提出、衆議院送付）
第五　公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一一　国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（松野鶴平君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る一日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
航空法の一部を改正する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
航空法の一部を改正する法律
去る二日内閣から左の報告書を受領した。
昭和三十四年度第二・四半期における国庫の状況報告書
去る三日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。
電源開発促進法の一部を改正する法律案（中村幸八君外七名提出）
昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員　大谷　瑩潤君
同　一松　定吉君
文教委員　下條　康麿君
運輸委員　谷村　貞治君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員　下條　康麿君
同　谷村　貞治君
文教委員　大谷　瑩潤君
運輸委員　一松　定吉君
同日委員長から左の報告書が提出された。
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案可決報告書
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案可決報告書
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案可決報告書
本日委員長から左の報告書が提出された。
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

○議長（松野鶴平君）　これより本日の会議を開きます。
この際、日程の順序を変更して、日程第四、医療金融公庫法案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長加藤武徳君。

審査報告書
医療金融公庫法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十五年五月十九日
社会労働委員長　加藤　武徳
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、私的医療機関に対し資金を長期かつ低利に融通する途を講じて、その適正な整備及び機能の向上をはかろうとするもので、妥当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、昭和三十五年度において十億円を要する。

医療金融公庫法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十五年五月六日
衆議院議長　清瀬　一郎
参議院議長松野鶴平殿

医療金融公庫法案
医療金融公庫法
目次
第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十七条）
第三章　業務（第十八条―第二十一条）
第四章　会計（第二十二条―第二十八条）
第五章　監督（第二十九条―第三十一条）
第六章　雑則（第三十二条）
第七章　罰則（第三十三条―第三十五条）
附則
第一章　総則
（目的）
第一条　医療金融公庫は、国民の健康な生活を確保するに足りる医療

の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（法人格）

第二条　医療金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公庫は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条　公庫の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

（登記）

第五条　公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　公庫でない者は、医療金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、公庫の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党の役員は、公庫の役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、若しくは自ら営利事業に従事し、又は第十八条に規定する施設の開設を目的とする法人の役員となり、若しくは自らこれらの施設を開設してはならない。

（代表権の制限）

第十四条　公庫と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

（職員の任命）

第十五条　公庫の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十六条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当の支給の基準）

第十七条　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十八条　公庫は、第一条に規定する目的を達成するため、病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人、民法第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人に対し、当該施設（当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。）の設置、整備又は運営に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

（業務の委託等）

第十九条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十条　公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法

二　業務委託の基準

（事業計画及び資金計画）

第二十一条　公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章　会計

（予算及び決算）

第二十二条　公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十三条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金）

第二十四条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2　前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

（余裕金の運用等）

第二十五条　公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

2　公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

（資金の交付等）

第二十六条　公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2　公庫は、業務を行なうため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる。

（会計帳簿）

第二十七条　公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（会計検査院の検査）

第二十八条　会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章　監督

（監督）

第二十九条　公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第三十条　主務大臣は、公庫の役員が第十二条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

（報告及び検査）

第三十一条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に公庫若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（主務大臣）

第三十二条　この法律における主務大臣は、厚生大臣及び大蔵大臣とする。ただし、前条第一項に規定する主務大臣の権限は、厚生大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章　罰則

第三十三条　第三十一条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十四条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十五条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十五条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六　第二十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十五条　第六条の規定に違反して医療金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十六項の規定は、公庫の成立の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（設立の手続）

2　主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4　主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して資本金の払込みの請求をしなければならない。

6　設立委員は、資本金の払込みがあつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

9　公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

（共済組合の組合員期間の特例）

10　公庫の設立の際現に国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第

百二十八号。以下「組合法」という。）第三条の国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（組合法の長期給付に関する規定の適用を受けない者、組合法第百二十五条の規定の適用を受ける者及びその退職により組合法による退職年金の支給を受ける権利を取得する者を除く。以下「組合員」という。）である者が退職し、引き続き公庫の役員又は職員（以下「役職員」という。）となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く役職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の組合法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る組合法の長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望役職員」という。）が引き続き役職員として在職する間、その支払を差し止める。

11　復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、転出に係る組合法の長期給付は、廃疾年金にあつてはその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金にあつては、これを受ける権利は、消滅する。

12　復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、組合法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、当該役職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

13　前項の場合において、組合法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。）」とする。

14　復帰希望役職員及び公庫については、当該復帰希望役職員の転出の時にさかのぼつて、組合法第六章（短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、組合法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「公庫の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「公庫」とする。

15　復帰希望役職員が引き続き役職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合又は組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望役職員及び公庫に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（登録税法の一部改正）

16　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ノ九」を「第二号ノ十」に改め、第二号ノ十を第二号ノ十一とし、第二号ノ九を第二号ノ十とし、第二号ノ八の次に次の一号を加える。

二ノ九　医療金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の一部改正）

17　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ四の次に次の一号を加える。

五ノ四ノ五　医療金融公庫ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

18　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「及び中小企業信用保険公庫」を「、中小企業信用保険公庫及び医療金融公庫」に改める。

（法人税法の一部改正）

19　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

（大蔵省設置法の一部改正）

20　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の五を第六号の六とし、第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　医療金融公庫を監督すること。

（厚生省設置法の一部改正）

21　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四十二号の二を第四十二号の三とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二　医療金融公庫を監督すること。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

22　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

23　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

（地方税法の一部改正）

24　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業信用保険公庫」の下に「、医療金融公庫」を加える。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

25　公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び中小企業信用保険公庫」を「、中小企業信用保険公

庫及び医療金融公庫」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

26　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、第四号の三を第四号の二とする。

27　前項の規定は、同項の規定の施行前に中小企業金融公庫が同項の規定による改正前の中小企業金融公庫法第二条第三号に掲げる者に対して行なつた貸付けに影響を及ぼすものではない。

〔加藤武徳君登壇、拍手〕

○加藤武徳君　ただいま議題となりました医療金融公庫法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法案は、国民皆保険の制度のもとにおいて、私立の病院、診療所、薬局、助産所等の担当すべき役割から見て、その適正な整備及び機能の向上に必要な資金を、財政投融資により長期かつ低利に供給する道を特別に講ずることとし、そのための専門の機関として、本法案により医療金融公庫を新設せんとするものであります。

政府の説明によりますと、法案の要旨は、

第一に、公庫は法人とし、医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な資金で、一般金融機関では貸付困難なものの融資を目的とすること。

第二に、本公庫の資本金は十億円、政府の全額出資とし、主務大臣の認可を受けて政府から借入金を行ない、または他の金融機関に業務の一部を委託できること。

第三に、本公庫の役員は、理事長一人、理事三人以内及び監事一人とし、理事長及び監事は主務大臣の任命、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命すること。

第四に、厚生大臣及び大蔵大臣が主務大臣として本公庫を監督するものとし、本公庫の業務、会計等について、他の公庫の例にならい、監督の規定を設けたこと。

第五に、本公庫と中小企業金融公庫との業務の調整に必要な中小企業金融公庫法の一部改正その他、本公庫の設立に伴い必要な措置を講じたこと等であります。

社会労働委員会におきましては、厚生大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し、各委員より終始熱心な質疑が行なわれたのでありますが、そのうちおもなものを申し上げますと、

第一条の融資の目的中「一般の金融機関が融通することを困難とするもの」の解釈については、「資金の用途の性質上、特に低利または長期に必要とするため、あるいは必要な資金であるが信用力薄弱等のため一般金融機関が貸付困難なもの」との趣旨の答弁があり、「資本金と政府借入金二十億円の合計三十億円の資金量では不十分である。将来増額の見通しいかん」との質問に対しては、「将来の金融事情にもよるが、公庫の資金コストを低くするためには、今後相当額の新規投資を必要とするので、そのように努力する」との答弁があり、「受託金融機関を通じて融資する場合に、実際の負担金利が公庫の基準とする低金利を上回るようなおそれはないか」との質問に対しては、「公庫の貸付趣旨に反しないよう十分留意して指導監督を行なう」とのことでありました。「貸付の限度額については、各種業種別に一定の規格を定め、その金額の八割を貸し付け、規格で定められない医療機械、運転資金等については一定の限度額で実施したい」との答弁があり、「過剰都市における医療機関の整備にも貸付を行なうことができるか」との質問に対しては、「過剰地区においても既存の医療機関の老朽による改築とか設備の更新については融資の対象とする」との答弁がありました。

また、特に無医・無薬局地区の対策については、各委員より活発に発言が行なわれ、「国民皆保険の実をあげるために、この金融公庫が無医・無薬局地区の解消のため果たす役割はいかん」という問題については、「無医・無薬局地区といえども当然に公庫の融資対象となるのであるが、公庫の初年度における資金量としては、解消対策として十分の考慮を払うまでには至らないので、将来、公庫の資金量の増大に伴ってその実現に努力する」との所信が述べられ、「公庫融資の資金配分について、業種別または地域別のワクを設けるとすれば、その配分の基準をいかに定めるか」という質問に対しては、「その細目基準は、公庫発足のとき、主務官庁と公庫とで最後的にきめられるものであるが、この際、早急にこれに関する指導要綱をきめ、厚生省の基本的方針を明らかにしておきたい」との答弁がありました。

その他、公庫の業務範囲、業務委託の基準、貸付対象の範囲、貸付条件の基準、事業計画等の諸問題について、また、国民金融公庫、中小企業金融公庫との関係について必要な資料を要求し、各委員より熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては委員会会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって、政府提出、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。（拍手）

○議長（松野鶴平君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君）　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（松野鶴平君）　この際、日程の順序を変更して、

日程第六、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第七、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第八、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、

日程第九、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第十、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案、

日程第十一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）、

以上六案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長中野文門君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年五月六日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び――は衆議院修正）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六　給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当と認める措置（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第二十二項に規定する暫定手当の整理を含む。）を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行なうこと

第五条第一項中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当」を加える。

第十三条を次のように改める。

（特殊勤務手当）

第十三条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2　特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（隔遠地手当）

第十三条の二　離島その他の交通の著しく困難な地に所在する官署として人事院規則で指定するものに勤務する職員には、隔遠地手当を支給する。

2　隔遠地手当の月額は、職員の受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

第十九条の四第二項中「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。

第十九条の六中「扶養手当」の下に「、隔遠地手当」を加える。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7等級 俸給月額	7等級 昇給期間	8等級 俸給月額	8等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,400	12	44,400	12	31,800	12	22,400	12	17,300	12	13,300	12	10,800	12	7,200	12
2	62,900	12	46,600	12	33,600	12	23,500	12	18,300	12	14,300	12	11,600	12	7,400	12
3	65,400	12	48,900	12	35,400	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,400	12	7,700	12
4	67,900	12	51,200	12	37,200	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,000	12
5	70,500	12	53,500	12	39,000	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	8,400	12
6	73,100	12	55,800	12	40,800	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,200	12
7	75,700	12	58,100	12	42,600	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
8	78,600	15	60,400	12	44,400	12	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,800	12
9	81,800	18	62,900	15	46,600	15	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,600	12
10		24	65,400	18	48,900	18	33,600	12	27,000	15	22,400	12	19,300	12	12,400	12
11			67,900	24	51,200	24	35,400	12	28,200	18	23,500	15	20,300	15	13,300	15
12					53,500		37,200	15	29,400	21	24,600	18	21,300	18	14,300	18
13							39,000	18	30,600	24	25,800	21	22,400	21	15,300	21
14							40,800	24	31,800		27,000	24	23,500	24	16,300	24
15							42,600				28,200		24,600		17,300	

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	18,100	9	13,300	9	10,900	9	7,300	9	5,700	6
2	18,700	9	13,900	9	11,500	9	7,500	9	5,900	6
3	19,300	9	14,500	9	12,100	9	7,800	9	6,100	6
4	19,900	9	15,100	9	12,700	9	8,200	9	6,300	6
5	20,500	9	15,700	9	13,300	9	8,700	9	6,500	6
6	21,100	9	16,300	9	13,900	9	9,200	9	6,700	6
7	21,700	9	16,900	9	14,500	9	9,700	9	6,900	6
8	22,300	9	17,500	9	15,100	9	10,300	9	7,100	6
9	22,900	9	18,100	9	15,700	9	10,900	9	7,300	9
10	23,500	9	18,700	9	16,300	9	11,500	9	7,500	9
11	24,100	9	19,300	9	16,900	12	12,100	9	7,800	9
12	24,700	9	19,900	9	17,500	12	12,700	12	8,200	9
13	25,300	12	20,500	9	18,100	12	13,300	12	8,700	9
14	25,900	12	21,100	9	18,700	12	13,900	12	9,200	9
15	26,500	12	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	12
16	27,100	12	22,300	12	19,900	15	15,100	15	10,300	12
17	27,700	15	22,900	12	20,500	15	15,700	15	10,900	12
18	28,300	15	23,500	12	21,100	15	16,300	15	11,500	15
19	28,900	15	24,100	15	21,700	15	16,900	15	12,100	15
20	29,500	15	24,700	15	22,300	15	17,500	15	12,700	15
21	30,100	15	25,300	15	22,900	15	18,100	15	13,300	15
22	30,700	15	25,900	15	23,500	18	18,700	15	13,900	15
23	31,300	15	26,500	15	24,100	18	19,300	15	14,500	15
24	31,900	18	27,100	18	24,700	18	19,900	18	15,100	15
25	32,500	18	27,700	18	25,300	18	20,500	18	15,700	15
26	33,100		28,300		25,900		21,100	18	16,300	15
27							21,700	18	16,900	15
28							22,300		17,500	15
29									18,100	18
30									18,700	18
31									19,300	18
32									19,900	18
33									20,500	

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

号俸＼職務の等級	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	7,800	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,300	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	8,800	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,300	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	10,700	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	11,500	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,200	12	12,300	12
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	13,300	12
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	14,300	12
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	15,300	15
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	16,300	18
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	17,300	24
14							35,400		29,400	24	25,800	24	18,300	
15									30,600		27,000			

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	17,300	12	12,300	12	9,700	12	8,400	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	18,300	12	13,300	12	10,500	12	8,800	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,700	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	21,300	12	16,300	12	13,300	12	10,500	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	22,400	12	17,300	12	14,300	12	11,400	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	23,500	12	18,300	12	15,300	12	12,300	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	24,600	12	19,300	12	16,300	12	13,300	12
9			46,600	24	35,400	12	25,800	12	20,300	12	17,300	12	14,300	12
10			48,900		37,200	15	27,000	12	21,300	12	18,300	12	15,300	12
11					39,000	18	28,200	12	22,400	12	19,300	12	16,300	12
12					40,800	24	29,400	15	23,500	15	20,300	12	17,300	12
13					42,600		30,600	18	24,600	15	21,300	12	18,300	12
14							31,800	21	25,800	18	22,400	15	19,300	12
15							33,600	24	27,000	21	23,500	15	20,300	12
16							35,400		28,200	24	24,600	18	21,300	12
17									29,400	24	25,800	21	22,400	15
18									30,600		27,000	24	23,500	18
19											28,200	24	24,600	21
20											29,400		25,800	24
21													27,000	24
22													28,200	

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7等級 俸給月額	7等級 昇給期間	8等級 俸給月額	8等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	39,000	12	31,800	12	24,600	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,100	12	6,600	12
2	40,800	12	33,600	12	25,800	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,500	12	6,900	12
3	42,600	12	35,400	12	27,000	12	21,300	12	17,300	12	14,300	12	9,100	12	7,300	12
4	44,400	12	37,200	12	28,200	12	22,400	12	18,300	12	15,300	12	9,700	12	7,700	12
5	46,600	15	39,000	12	29,400	12	23,500	12	19,300	12	16,300	12	10,500	12	8,100	12
6	48,900	18	40,800	15	30,600	12	24,600	12	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,500	12
7	51,200	24	42,600	18	31,800	12	25,800	12	21,300	12	18,300	12	12,300	12	9,100	12
8	53,500		44,400	24	33,600	12	27,000	12	22,400	12	19,300	12	13,300	12	9,700	12
9			46,600	24	35,400	12	28,200	12	23,500	12	20,300	12	14,300	12	10,500	12
10			48,900		37,200	15	29,400	15	24,600	12	21,300	12	15,300	12	11,400	12
11					39,000	18	30,600	18	25,800	15	22,400	15	16,300	12	12,300	12
12					40,800	24	31,800	21	27,000	18	23,500	18	17,300	15	13,300	12
13					42,600		33,600	24	28,200	21	24,600	21	18,300	15	14,300	12
14							35,400		29,400	21	25,800	21	19,300	18	15,300	15
15									30,600	24	27,000	24	20,300	18	16,300	18
16									31,800		28,200	24	21,300	18	17,300	21
17											29,400		22,400	21	18,300	21
18													23,500	24	19,300	24
19													24,600	24	20,300	24
20													25,800		21,300	

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	34,200	12	24,800	12	18,600	12	13,500	12	8,500	12
2	35,900	12	26,100	12	19,700	12	14,500	12	9,100	12
3	37,600	12	27,400	12	20,900	12	15,500	12	9,700	12
4	39,300	12	28,700	12	22,200	12	16,500	12	10,300	12
5	41,000	12	30,000	12	23,500	12	17,500	12	11,300	12
6	42,700	12	31,400	12	24,800	12	18,600	12	12,400	12
7	44,400	12	32,800	12	26,100	12	19,700	12	13,500	12
8	46,100	12	34,200	12	27,400	12	20,900	12	14,500	12
9	47,800	12	35,900	12	28,700	12	22,200	12	15,500	12
10	49,500	15	37,600	12	30,000	12	23,500	15	16,500	12
11	51,200	18	39,300	12	31,400	15	24,800	18	17,500	15
12	52,900	24	41,000	15	32,800	18	26,100	18	18,600	18
13	54,600	24	42,700	18	34,200	21	27,400	18	19,700	18
14	56,300		44,400	24	35,900	24	28,700	21	20,900	18
15			46,100		37,600		30,000	24	22,200	18
16							31,400		23,500	18
17									24,800	21
18									26,100	24
19									27,400	

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	18,600	12	13,700	12	9,700	12	6,700	12
2	19,600	12	14,600	12	10,400	12	7,100	12
3	20,600	12	15,600	12	11,200	12	7,500	12
4	21,600	12	16,600	12	12,000	12	7,900	12
5	22,600	12	17,600	12	12,800	12	8,300	12
6	23,600	12	18,600	12	13,700	12	9,000	12
7	24,600	12	19,600	12	14,600	12	9,700	12
8	25,600	15	20,600	12	15,600	12	10,400	12
9	26,600	15	21,600	12	16,600	12	11,200	12
10	27,600	18	22,600	12	17,600	12	12,000	12
11	28,600	18	23,600	15	18,600	15	12,800	12
12	29,600	18	24,600	18	19,600	18	13,700	12
13	30,600	18	25,600	18	20,600	18	14,600	12
14	31,600	18	26,600	18	21,600	18	15,600	15
15	32,600	21	27,600	21	22,600	18	16,600	18
16	33,600	21	28,600	21	23,600	21	17,600	18
17	34,600	24	29,600	24	24,600	21	18,600	21
18	35,600	24	30,600	24	25,600	24	19,600	21
19	36,600		31,600		26,600	24	20,600	24
20					27,600		21,600	24
21							22,600	

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,400	31,700	12	21,400	12	17,800	12	11,500	12	8,400	12
2	62,900	33,300	12	22,800	12	19,000	12	12,500	12	9,100	12
3	65,400	34,900	12	24,200	12	20,200	12	13,500	12	9,900	12
4	67,900	36,500	12	25,700	12	21,400	12	14,500	12	10,700	12
5	70,500	38,200	12	27,200	12	22,800	12	15,500	12	11,500	12
6	73,100	39,900	12	28,700	12	24,200	12	16,600	12	12,500	12
7	75,700	41,600	12	30,200	12	25,700	12	17,800	12	13,500	12
8	78,600	43,300	12	31,700	12	27,200	12	19,000	12	14,500	12
9	81,800	45,000	12	33,300	12	28,700	15	20,200	15	15,500	12
10		46,700	12	34,900	12	30,200	15	21,400	15	16,600	12
11		48,400	12	36,500	12	31,700	15	22,800	15	17,800	12
12		50,100	12	38,200	15	33,300	15	24,200	15	19,000	12
13		52,000	12	39,900	15	34,900	15	25,700	18	20,200	15
14		54,100	15	41,600	15	36,500	15	27,200	18	21,400	18
15		56,200	15	43,300	15	38,200	15	28,700	18	22,800	18
16		58,300	15	45,000	18	39,900	15	30,200	18	24,200	18
17		60,400	18	46,700	21	41,600	15	31,700	21	25,700	21
18		62,900	21	48,400	21	43,300	18	33,300	21	27,200	21
19		65,400	24	50,100	24	45,000	21	34,900	24	28,700	24
20		67,900		52,000		46,700	24	36,500	24	30,200	24
21						48,400	24	38,200		31,700	
22						50,100					

備考　(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

(三)　大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四)　大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	27,900	12	11,500	12	7,700	12
2	29,000	12	12,500	12	8,000	12
3	30,100	12	13,500	12	8,400	12
4	31,200	12	14,500	12	9,100	12
5	32,300	12	15,500	12	9,900	12
6	33,500	12	16,500	12	10,700	12
7	35,000	12	17,500	12	11,500	12
8	36,500	12	18,500	12	12,500	12
9	38,100	12	19,500	12	13,500	12
10	39,700	12	20,500	12	14,500	12
11	41,300	12	21,500	12	15,500	12
12	42,900	12	22,500	12	16,500	12
13	44,500	12	23,500	12	17,500	12
14	46,100	12	24,600	12	18,500	12
15	47,700	12	25,700	12	19,500	12
16	49,300	15	26,800	12	20,500	12
17	50,900	18	27,900	12	21,500	12
18	52,500	21	29,000	12	22,500	12
19	54,100	24	30,100	12	23,500	15
20	55,700		31,200	12	24,600	18
21			32,300	12	25,700	18
22			33,500	12	26,800	18
23			35,000	12	27,900	24
24			36,500	15	29,000	24
25			38,100	15	30,100	
26			39,700	15		
27			41,300	15		
28			42,900	18		
29			44,500	21		
30			46,100	21		
31			47,700	24		
32			49,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	22,100	12	9,100	12	7,700	12
2	23,100	12	9,900	12	8,000	12
3	24,100	12	10,700	12	8,400	12
4	25,100	12	11,500	12	9,100	12
5	26,100	12	12,300	12	9,900	12
6	27,200	12	13,200	12	10,700	12
7	28,300	12	14,100	12	11,500	12
8	29,400	12	15,100	12	12,300	12
9	30,500	12	16,100	12	13,200	12
10	31,700	12	17,100	12	14,100	12
11	32,900	12	18,100	12	15,100	12
12	34,100	12	19,100	12	16,100	12
13	35,300	12	20,100	12	17,100	12
14	36,500	12	21,100	12	18,100	12
15	37,800	12	22,100	12	19,100	12
16	39,100	12	23,100	12	20,100	15
17	40,600	12	24,100	12	21,100	18
18	42,200	15	25,100	12	22,100	21
19	43,800	18	26,100	12	23,100	21
20	45,400	21	27,200	12	24,100	24
21	47,000	21	28,300	12	25,100	
22	48,600	24	29,400	12		
23	50,200		30,500	15		
24			31,700	15		
25			32,900	15		
26			34,100	15		
27			35,300	15		
28			36,500	15		
29			37,800	18		
30			39,100	21		
31			40,600	21		
32			42,200	24		
33			43,800			

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7等級 俸給月額	7等級 昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,400	39,000	12	29,400	12	21,300	12	13,100	12	11,100	12	7,200	12
2	62,900	40,800	12	30,600	12	22,400	12	14,100	12	12,100	12	7,400	12
3	65,400	42,600	12	31,800	12	23,500	12	15,100	12	13,100	12	7,700	12
4	67,900	44,400	12	33,200	12	24,600	12	16,100	12	14,100	12	8,000	12
5	70,500	46,600	12	34,600	12	25,800	12	17,100	12	15,100	12	8,400	12
6	73,100	48,900	12	36,000	12	27,000	12	18,100	12	16,100	12	9,300	12
7	75,700	51,200	12	37,500	12	28,200	12	19,100	12	17,100	12	10,200	12
8	78,600	53,500	12	39,000	12	29,400	12	20,200	12	18,100	12	11,100	12
9	81,800	55,800	15	40,800	12	30,600	12	21,300	12	19,100	12	12,100	12
10		58,100	18	42,600	12	31,800	12	22,400	12	20,200	12	13,100	12
11		60,400	24	44,400	12	33,200	12	23,500	12	21,300	12	14,100	15
12		62,900		46,600	15	34,600	12	24,600	12	22,400	12	15,100	18
13				48,900	18	36,000	12	25,800	12	23,500	12	16,100	21
14				51,200	24	37,500	15	27,000	12	24,600	15	17,100	24
15				53,500		39,000	18	28,200	12	25,800	18	18,100	
16						40,800	18	29,400	12	27,000	18		
17						42,600	18	30,600	12	28,200	21		
18						44,400	24	31,800	12	29,400	21		
19						46,600	24	33,200	15	30,600	24		
20						48,900		34,600	18	31,800	24		
21								36,000	21	33,200			
22								37,500	24				
23								39,000	24				
24								40,800					

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等給 俸給月額	4等給 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,400	41,300	12	30,200	12	21,400	12	13,500	12
2	62,900	42,900	12	31,700	12	22,800	12	14,500	12
3	65,400	44,500	12	33,300	12	24,200	12	15,500	12
4	67,900	46,100	12	34,900	12	25,700	12	16,600	12
5	70,500	47,700	12	36,500	12	27,200	12	17,800	12
6	73,100	49,300	12	38,100	12	28,700	12	19,000	12
7	75,700	50,900	12	39,700	12	30,200	12	20,200	12
8	78,600	52,800	12	41,300	12	31,700	12	21,400	12
9	81,800	54,700	12	42,900	12	33,300	12	22,800	12
10		56,600	15	44,500	12	34,900	12	24,200	12
11		58,500	18	46,100	15	36,500	12	25,700	12
12		60,400	24	47,700	18	38,100	15	27,200	12
13		62,900		49,300	18	39,700	15	28,700	12
14				50,900	21	41,300	18	30,200	15
15				52,800	24	42,900	18	31,700	15
16				54,700		44,500	18	33,300	15
17						46,100	21	34,900	15
18						47,700	24	36,500	15
19						49,300		38,100	18
20								39,700	21
21								41,300	24
22								42,900	

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	35,400	12	25,700	12	15,100	12	10,800	12	8,400	12	7,400	12
2	37,200	12	26,900	12	16,100	12	11,600	12	9,200	12	7,700	12
3	39,000	12	28,100	12	17,100	12	12,400	12	10,000	12	8,000	12
4	40,800	12	29,300	12	18,100	12	13,200	12	10,800	12	8,400	12
5	42,600	12	30,500	12	19,100	12	14,100	12	11,600	12	9,200	12
6	44,400	15	31,800	12	20,100	12	15,100	12	12,400	12	10,000	12
7	46,600	18	33,600	12	21,100	12	16,100	12	13,200	12	10,800	12
8	48,900	24	35,400	12	22,100	12	17,100	12	14,100	12	11,600	15
9	51,200	24	37,200	15	23,300	12	18,100	12	15,100	12	12,400	18
10	53,500		39,000	18	24,500	12	19,100	12	16,100	12	13,200	24
11			40,800	24	25,700	12	20,100	12	17,100	12	14,100	
12			42,600	24	26,900	12	21,100	12	18,100	12		
13			44,400		28,100	15	22,100	12	19,100	12		
14					29,300	18	23,300	15	20,100	15		
15					30,500	18	24,500	18	21,100	18		
16					31,800	21	25,700	21	22,100	21		
17					33,600	24	26,900	21	23,300	24		
18					35,400		28,100	24	24,500	24		
19							29,300	24	25,700			
20							30,500					

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	20,200	12	15,200	12	10,200	12	7,700	12
2	21,200	12	16,200	12	10,900	12	8,300	12
3	22,200	12	17,200	12	11,600	12	8,900	12
4	23,200	12	18,200	12	12,400	12	9,500	12
5	24,200	12	19,200	12	13,200	12	10,200	12
6	25,200	12	20,200	12	14,200	12	10,900	12
7	26,200	12	21,200	12	15,200	12	11,600	12
8	27,200	12	22,200	12	16,200	12	12,400	12
9	28,300	12	23,200	12	17,200	12	13,200	12
10	29,500	15	24,200	12	18,200	12	14,200	15
11	30,700	18	25,200	15	19,200	15	15,200	18
12	31,900	21	26,200	18	20,200	18	16,200	21
13	33,100	21	27,200	21	21,200	24	17,200	24
14	34,300	24	28,300	21	22,200	24	18,200	24
15	35,600	24	29,500	24	23,200		19,200	
16	36,900		30,700	24				
17			31,900					

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日昭和三十五年四月一日から施行し、別表第一から別表第七までの改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

2 （俸給表の改正に伴う措置）

昭和三十五年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条の二後段又は第八条第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

3 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員の同日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

4 （給与の内払）

この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

4 5 （地方自治法の一部改正）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当、へき地手当」を加える。

5 6 （市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当、へき地手当」を加える。

6 7 （国家公務員災害補償法の一部改正）

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）」の下に「、隔遠地手当」を加える。

7 8 （へき地教育振興法の一部改正）

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「、特殊勤務手当として」を削る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年五月六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び━━は衆議院修正）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸給月額	
秘書官	八号俸	五三、四〇〇円
	七号俸	四八、七〇〇円
	六号俸	四四、〇〇〇円
	五号俸	三九、三〇〇円
	四号俸	三四、六〇〇円
	三号俸	三〇、三〇〇円
	二号俸	二六、四〇〇円
	一号俸	二三、六〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日昭和三十五年四月一日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

2 この法律の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいてすでに秘書官に支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年五月六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び━━は衆議院修正）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び自衛官には通勤手当を支給し」を「には通勤手当を」に改め、「通勤手当」の下に「、特殊勤務手当、隔遠地手当、」を、「宿日直手当を」の下に「、自衛官には通勤手当、特殊勤務手当及び隔遠地手当を、それぞれ」を加え、同条第二項中「第十二条」を「第十二条から第十三条の二まで」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十九条中「扶養手当」の下に「、特殊勤務手当、隔遠地手当」を加える。

第二十五条第二項中「三千九百円」を「四千二百円」に改める。

第二十七条第二項本文中「、特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当」を加え、「及び特殊勤務手当」を「、特殊勤務手当及び隔遠地手当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官・議長 俸給月額	号俸	参事官等 1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間
円 90,000	1	円 50,400	月 12	円 36,200	月 12	円 20,800	月 12
	2	53,000	12	38,200	12	22,000	12
	3	55,600	12	40,300	12	23,000	12
	4	58,300	12	42,300	12	24,200	12
	5	60,900	12	44,300	12	25,500	12
	6	63,500	12	46,300	12	26,700	12
	7	66,100	12	48,400	12	27,900	12
	8	68,700	15	50,400	12	29,400	12
	9	71,600	18	53,000	15	30,700	12
	10	74,500	24	55,600	18	32,100	12
	11	77,300		58,300	24	33,400	12
	12			60,900		34,800	12
	13					36,200	12
	14					38,200	12
	15					40,300	12
	16					42,300	15
	17					44,300	18
	18					46,300	24
	19					48,400	

別表第二　自衛官俸給表

階級 / 号俸	陸将 海将 空将 甲 俸給月額	陸将 海将 空将 乙 俸月額	乙 給額	乙 昇給期間	陸将補 海将補 空将補 俸月額	陸将補 海将補 空将補 給額	陸将補 海将補 空将補 昇給期間	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 俸月額	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 給額	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 昇給期間	2等陸佐 2等海佐 2等空佐 俸月額	2等陸佐 2等海佐 2等空佐 給額	2等陸佐 2等海佐 2等空佐 昇給期間	3等陸佐 3等海佐 3等空佐 俸月額	3等陸佐 3等海佐 3等空佐 給額	3等陸佐 3等海佐 3等空佐 昇給期間	1等陸尉 1等海尉 1等空尉 俸月額	1等陸尉 1等海尉 1等空尉 給額	1等陸尉 1等海尉 1等空尉 昇給期間	2等陸尉 2等海尉 2等空尉 俸月額	2等陸尉 2等海尉 2等空尉 給額	2等陸尉 2等海尉 2等空尉 昇給期間
	円	円	月		円		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円		月
1	73,800	56,800	12		48,200		12	39,100		12	33,100		12	28,700		12	24,800		12	20,100		12
2	77,500	59,500	12		50,400		12	41,200		12	34,800		12	30,200		12	26,100		12	21,200		12
3	81,200	62,300	12		52,500		12	43,400		12	36,900		12	31,500		12	27,300		12	22,400		12
4	85,100	65,000	12		54,600		12	45,500		12	39,100		12	33,100		12	28,700		12	23,500		12
5	88,800	67,700	12		56,800		12	48,200		12	41,200		12	34,800		12	30,200		12	24,800		12
6		70,800	12		59,500		12	50,400		12	43,400		12	36,900		12	31,500		12	26,100		12
7		73,800	15		62,300		15	52,500		12	45,500		12	39,100		12	33,100		12	27,300		12
8		77,500	18		65,000		18	54,600		15	48,200		15	41,200		15	34,800		15	28,700		15
9		81,200	24		67,700		18	56,800		18	50,400		18	43,400		18	36,900		18	30,200		18
10		85,100			70,800		24	59,500		24	52,500		24	45,500		24	39,100		21	31,500		21
11					73,800			62,300			54,600		24	48,200		24	41,200		24	33,100		21
12											56,800			50,400			43,400			34,800		24
13																				36,900		
14																						

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総

経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉 俸月額	3等陸尉 3等海尉 3等空尉 給額	3等陸尉 3等海尉 3等空尉 昇給期間	1等陸曹 1等海曹 1等空曹 俸月額	1等陸曹 1等海曹 1等空曹 給額	1等陸曹 1等海曹 1等空曹 昇給期間	2等陸曹 2等海曹 2等空曹 俸月額	2等陸曹 2等海曹 2等空曹 給額	2等陸曹 2等海曹 2等空曹 昇給期間	3等陸曹 3等海曹 3等空曹 俸月額	3等陸曹 3等海曹 3等空曹 給額	3等陸曹 3等海曹 3等空曹 昇給期間	陸士長 海士長 空士長 俸月額	陸士長 海士長 空士長 給額	陸士長 海士長 空士長 昇給期間	1等陸士 1等海士 1等空士 俸月額	1等陸士 1等海士 1等空士 給額	1等陸士 1等海士 1等空士 昇給期間	2等陸士 2等海士 2等空士 俸給月額	3等陸士 3等海士 3等空士 俸給月額
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円
17,700		12	13,900		12	11,600		12	10,500		12	8,600		12	7,500		12	6,800	6,300
18,300		12	15,200		12	12,800		12	11,600		12	9,600		12	8,000		12		
18,900		12	16,300		12	13,900		12	12,800		12	10,500		12	8,600				
20,100		12	17,500		12	15,200		12	13,900		15	11,600		15					
21,200		12	18,600		12	16,300		12	15,200		18	12,800							
22,400		12	19,800		12	17,500		12	16,300										
23,500		12	20,900		12	18,600		15											
24,800		15	22,200		15	19,800		18											
26,100		18	23,500		18	20,900		21											
27,300		21	24,800		21	22,200		24											
28,700		21	26,100		21	23,500													
30,200		24	27,600		24														
31,500		24	29,000		24														
33,100			30,500																

理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和三十五年四月一日から施行する。第十四条、第十五条、第十九条及び第二十七条第二項の改正規定を除き、昭和三十五年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2　昭和三十五年四月一日において切り替えられる職員の俸給月額は、次項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のこの法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第　号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸による額とする。

3　昭和三十五年三月三十一日において旧法第五条第二項の規定又は同法同条第三項若しくは第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定若しくは第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

（昇給に要する期間の通算）

4　前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員のその日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（昭和三十五年四月一日以降における差額の支給）

5　昭和三十五年四月一日以降において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百二十号）附則第七項の規定による差額を自衛官に対して支給する場合における同項の規定の適用については、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日における防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第　号）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定」とする。

（給与の内払）

6　この法律の施行前に旧法の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十五年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

国家公務員にする寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年五月十二日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長松野鶴平殿

（不字及び――は衆議院修正）

国家公務員にする寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「世帯主たる職員に対しては三トン、その他の職員に対しては一トンを、それぞれ公定小売価格」を「次の表の上欄に掲げる支給地域の区分に応じ、世帯主たる職員に対しては同表の中欄に掲げる数量（世帯主たる職員のうち内閣総理大臣の定める者に対しては、同表の中欄に掲げる数量の三分の二に相当する数量）、その他の職員に対しては同表の下欄に掲げる数量を、それぞれ小売価格」に改め、同項に次の表を加える。

支給地域の区分	世帯主たる職員	その他の職員
甲地	三・六トン	一・二トン
乙地	三・三トン	一・一トン
丙地	三トン	一トン

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の表に掲げる支給地域の区分は、別表に掲げるところによる。

第三条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、第一条第三項、第二条第二項及び前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。

第四条　人事院は、この法律に定める給与に関して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

第五条中「第五項」を「第六項」に、「前条」を「第三条第二項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表　石炭手当支給地域区分

甲地	旭川市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 根室市 後志支庁管内　狩太町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極村、倶知安町及び赤井川村 空知支庁管内　江部乙町、音江村、深川町、妹背牛町、秩父別町、一已村、納内村、多度志村、雨龍村、北龍村、沼田町及び幌加内町 上川支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内 網走支庁管内 日高支庁管内　日高村 十勝支庁管内

乙地	釧路支庁管内 根室支庁管内
	札幌市 小樽市 室蘭市 夕張市 岩見沢市 苫小牧市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳市 砂川市 滝川市 歌志内市 石狩支庁管内 渡島支庁管内　長万部町 檜山支庁管内　瀬棚町、北檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域 空知支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域 胆振支庁管内 日高支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域
丙地	函館市 渡島支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域 檜山支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域

備考　この表に掲げる名称は、昭和三十五年一月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

附　則

この法律は、公布の日（昭和三十五年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年五月六日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び――は衆議院修正）

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「次条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条○第七項の次に次の一項を加える。

8　第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前七項の規定により計算した在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

第七条の次に次の一条を加える。

（公庫等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

第七条の二　職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は第二条第一項第二号に規定する法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職（第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第五条の規定による退職手当に係る退職を除く。）をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2　前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一　その者が第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二　その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた俸給月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）

第十条第一項中「公共職業安定所」を次のように改める。

の下に「（政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所。以下同じ。）」を加える。

勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間（その者が失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受け終わる場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの期間）内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額が、その者を同法の規定による離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六月以上であつた者と、その者の勤続期間を同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間（勤続期間が一年未満である者については、同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満である場合における離職の日以前一年内の通算した被保険者期間）とみなして同法の規定を適用した場合に同法の規定によりその者に支給することができる失業保険金の額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所。以下同じ。）において支給する。

第十条第二項中「退職手当の額を失業保険金の日額」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額をその者につき失業保険法の規定により計算した失業保険金の日額」に改め、同条第三項中「退職手当の支給」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の支給」に、「失業保険金の日額に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」を「同項に規定する失業保険金の額」に改める。

第十条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で失業保険法第二十六条の二第一項の規定に準じて政令で定めるものが就職するに至つた場合において、必要があると認められるときは、同条の規定に準じて政令で定めるところにより、就職に要する費用を退職手当として、公共職業安定所において支給することができる。

6　前項の規定による退職手当の支給があつたときは、第一項又は第三項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する額のこれらの規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）〇第七条第八項及び第十条（公共職業安定所に関する部分を除く。）の規定は、昭和三十五年四月一日から適用し、新法の同日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3　職員が国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号。以下「一部改正法」という。）附則第二項に規定する適用日（以下「適用日」という。）前に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員となるため退職した場合（一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。）におけるその者に対する同条第一項の規定の適用については、同項中「第五条の規定による退職手当」とあるのは、「第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当」とする。

4　新法第七条の二第二項に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける者	第三条から第六条まで	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項
一部改正法附則第四項から第六項までの規定の適用を受ける者（同法附則第三項の規定の適用を受ける者を除く。）	第三条から第六条まで	第三条から第六条まで及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律附則第四項から第六項まで
昭和三十五年四月一日前に新法第七条の二第一項の退職をした者	支給を受けた退職手当	この法律の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

5　新法第十条第一項又は第三項の規定の適用については、昭和三十五年四月一日において、現に、同日前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者は、同日に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者とみなす。

6　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第四条」の下に「（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を加え、「第九条」を「第七条の二、第九条」に改める。

7　前項の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第五条第一項ただし書の規定中国家公務員等退職手当法第四条の規定に係る部分は、昭和三十四年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年五月十三日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長松野鶴平殿

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改め、同条第六号を削る。

三　障害補償

イ　第一種障害補償

ロ　第二種障害補償

第十三条第一項中「障害補償として、」を「同表に定める第一級から第三級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第一種障害補償として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第四級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第二種障害補償として、」に改め、同条第四項に次のただし書を加え、同条第五項中「加重した場合には、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。

ただし、同項の規定による等級が第三級以上になる場合は、この限りでない。

第十三条に次の一項を加える。

6　第一種障害補償を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一中の他の等級に該当するに至つた場合は、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわない。

第十四条中「国は、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十条第一項中「補償を受けるべき者」を「第二種障害補償又は遺族補償を受けるべき者」に改める。

第二十五条中「労働者災害補償保険審査官」の下に「の決定」を

加え、「労働者災害補償保険審査会の決定」を「労働保険審査会の裁決」に改める。

第二十六条第一項中「補償を」の下に「受け若しくは」を、「文書」の下に「その他の物件」を加える。

第二十七条第一項中「補償を」の下に「受け若しくは」を加える。

第二十八条第二項を削る。

第三十四条第一号中「文書」の下に「その他の物件」を加える。

別表第一日数の欄中「一、三四〇」を「二四〇」に、「一、一九〇」を「二一三」に、「一、〇五〇」を「一八八」に改め、同表第十三級の項中「第三の足指を含み」を「第二の足指を含み」に改め、同表備考一中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

別表第二等級の欄中「第一級　第二級　第三級」を削り、同表日数の欄中「二四〇　二一三　一八八」を削る。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「給与」の下に「及び公務による災害補償」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（災害補償）

第十五条　特別職の職員（第一条第三十号及び第三十一号に掲げる特別職の職員を除く。以下この条において同じ。）の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた特別職の職員に対する福祉施設については、一般職の職員の例による。

（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正）

第三条　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「及び第六十八条の規定並びに国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条に規定する職員に係る」を「、第六十八条及び」に改め、「当該基準」の下に「（船員法第九十二条に規定する基準による場合において、障害の程度が同法の別表に掲げる第一級から第三級までに該当するときは、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条第一項中「平均給与額に同表に定める日数」とあるのは、「船員法第九十二条に規定する標準報酬の月額に同法の別表に定める月数の六分の一の月数」と読み替えて国家公務員災害補償法第十三条第一項（第一種障害補償に関する部分に限る。）及び関係規定を適用した場合における基準とする。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国家公務員災害補償法第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一号の改正規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（障害補償に関する経過措置）

第二条　この法律（前条ただし書に係る部分を除く。）の施行前に生じた事由に係る障害補償については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「又は同法第十九条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」を削る。

附則第二十条第三項中「第九十九条中」を「第八十一条第二項中「公務傷病がなおつた時」とあるのは「公務傷病がなおつた時又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」と、第九十九条中」に改める。

（第一種障害補償等の額に関する調整措置）

第四条　改正後の国家公務員災害補償法（以下「新法」という。）の規定による第一種障害補償を受ける者が、同時に、国家公務員共済組合法の規定による公務による廃疾年金を受けることができる場合（同法第八十六条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）には、その者に支給すべき新法の規定による第一種障害補償の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分により、その年額から当該廃疾年金の算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額を減じた額とする。

一　国家公務員共済組合法別表第三の上欄の一級に該当する者　百分の五十七・五

二　同欄の二級に該当する者　百分の四十二

三　同欄の三級に該当する者　百分の二十六・五

第五条　新法の規定による休業補償又は第一種障害補償を受ける者が、同時に、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害年金の支給を受けることができる場合には、その者に支給すべき新法の規定によるこれらの補償の金額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

一　休業補償については、その金額からその支給期間に対応する期間に係る当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する金額を減じた額

二　第一種障害補償については、その年額から当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する金額を減じた額

第六条　新法の規定による第一種障害補償又はこれに相当する補償を受ける者についての恩給法（大正十二年法律第四十八号）第五十八条ノ五の規定の適用については、同条中「六年間」とあるのは「当該補償ヲ受クル間」と、「当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当スル金額」とあるのは「当該補償ノ年額」と読み替えるものとする。

〔中野文門君登壇、拍手〕

○中野文門君　ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律

の一部を改正する法律案外五件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第一に、昨年七月の人事院勧告に基づき、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額し、第二に、現行の各俸給表について、中級職員の俸給月額を最高千百円引き上げ、研究職員及び医師の俸給月額をさらにおおむね一号俸程度の給与改善を行ない、第三に、暫定手当の整理を含め、いわゆる地域給に関し、適当と認める措置を国会及び内閣に勧告するため調査研究することを人事院の権限に加え、第四に、現行の特殊勤務手当の性格を明確にするとともに、従来その一種として設けられている隔遠地手当を独立した手当として設定すること等の措置を講じようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回、一般職の職員のうち、主として中級の職員の給与を改正することになりますので、これに伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められております秘書官につきましても、同様に俸給月額の改定を行なおうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等の改定を行ない、あわせて特殊勤務手当等に関する規定を整備するため必要な措置を講じようとするものであります。

以上三法案につきましては、衆議院において施行期日等の点につき所要の修正が行なわれました。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、北海道に在勤する一般職の国家公務員に対して支給する石炭手当につき、その支給地域に甲地、乙地、丙地の三区分を設けるとともに、その支給額の限度を引き上げ、世帯主たる職員については、現行の三トンを、甲地において三・六トン、乙地において三・三トン、丙地において三トン、その他の職員については、現行の一トンを、甲地において一・二トン、乙地において一・一トン、丙地において一トンに改めることとするほか、石炭手当等この法律に定める給与に関して人事院が調査研究し、国会及び内閣に勧告できるよう措置しようとするものであります。

この法律案につきましては、衆議院において施行期日につき所要の修正が行なわれました。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、衆議院において修正議決の上、本院に送付されたものでありまして、その内容を申し上げますと、

第一に、国家公務員等で、任命権者の要請により、途中において公庫等の職員となり、再び国家公務員等に復帰した者が退職する場合に、その退職手当の額の計算について特例を設け、さきの国家公務員等としての在職期間が後の国家公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなした場合に受けることとなる退職手当の支給割合から、さきの国家公務員等としての在職期間に対する退職手当の支給割合を控除した支給割合を、その者の退職時の俸給月額に乗じた額を退職手当として支給できるように改めようとするものであります。

第二に、現在国家公務員等に支給される失業者の退職手当は、すべて公共職業安定所において支給されておるが、季節的に多数の退職者が同一地域で発生するような場合には、政令で定める職員について、その者が退職の際所属していた官署または事務所等において支給できるように改めようとするものであります。

第三に、失業保険法及び職業安定法の一部改正に対応して、国家公務員等の退職手当の額が失業保険の給付内容を下回らないように措置しようとするものでありまして、この点は衆議院におきまして修正せられたものであります。

最後に、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきに今国会において成立いたしました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律に対応して所要の改正を行なわんとするものでありまして、その内容のおもなものを申し上げますと、

第一に、国家公務員災害補償法の一部を改正して、公務による身体障害の程度の重い一級から三級までの労働能力喪失者に対し、従来の一時金にかえて年金を支給するとともに、打ち切り補償制度を廃止して、完全になおるまで国の責任で療養を続け得るように改め、

第二に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正して、従来労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部を改正して、船員保険法の適用を受けない船員である職員についても、一般職の職員と同様に年金を支給する等の措置を講じようとするものであります。

内閣委員会は、以上六法案につき、益谷国務大臣、佐藤大蔵大臣、赤城防衛庁長官、石原自治庁長官、浅井人事院総裁、福田総理府総務長官その他関係政府委員の出席を求めまして、慎重に審議を重ねました。

その審議において問題となったおもな点を申し上げますと、人事院が本年実施している民間給与調査と従来行なってきた調査との差異、自衛官の給与体系、今回の仲裁裁定による三公社・五現業職員の給与と一般職公務員の給与との格差に対する措置、期末手当の増額並びに給与改訂に伴う地方公共団体の財源措置、研究職及び医療職の給与をさらに増額することの要否、現在の暫定手当並びに薪炭手当、寒冷地手当の今後の措置に関する政府並びに人事院の所見、今回の退職手当法の改正法案において、公庫のほか政令で定めんとする機関の範囲、国と地方公共団体との間における人事交流において、退職手当につき通算措置の要否、公務

災害を受けた者に対する福祉施設の現状、従前、災害補償につき打ち切り補償が行なわれたものに対し、特別措置を講ずることの要否等の諸点につきまして、関係国務大臣並びに政府委員との間に熱心な質疑応答がありました。

特に給与三法案の審議におきまして、「給与に関する人事院勧告が国会及び内閣に提出された際、最近は例外なく翌年度より実施されておるが、政府は今後これをその年度内に実施する決意ありや否や」との質問に対しまして、益谷国務大臣は、「人事院勧告に沿うて給与改善を行なう場合、その実施時期はその年度の四月にさかのぼるべきものであることは認める。政府は、今後人事院勧告の提出された場合、すなおにこれを尊重し、勧告がその年度の四月一日実施と、その期日を明らかにした場合には四月一日から実施する決意であるということに間違いはない」旨の所信を明らかにされました。また、「一般公務員の給与が民間の給与並びに三公社・五現業の給与と比較し、今日相当率の格差が生じている現状にかんがみ、この格差に対し、政府はいかなる措置を講ずるか」との質問に対しまして、益谷国務大臣より、「現在の一般公務員の給与が安く、他との給与と均衡がとれていない、従って一般公務員の給与をすみやかに改訂すべきものであるという意見は、今もなお堅持しており、閣議のつど自分からその意見を開陳している。三公社・五現業との仲裁裁定を閣議がそのまま認めることに決定したが、一般公務員との給与との間に格差ができたので、この善後措置について閣議に諮り、総理からも比較的好意のある要望があったが、結局閣議においては何ら結論が出なかった。自分としては、今後とも機会あるごとに努力したい所存である」旨の答弁があり、この点につきまして大蔵大臣より、「人事院から勧告が出された場合、財政状況をも勘案して給与改善に努力する」旨の言明がありました。

なお、国家公務員退職手当法の審議におきまして、外地に在職し引き揚げ後再就職した公務員の在職期間の通算については、衆議院大蔵委員会の附帯決議もあり、またこの法律案の精神にかんがみ、でき得る限り外地引揚者に対し寛大な措置を講ぜられたい旨の質問に対しまして、大蔵当局より御趣旨に沿うよう検討する旨の答弁がなされました。

昨日の委員会におきまして、質疑を終わり、討論もなく、よって直ちに以上六法案を順次採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）　別に御発言もなければ、これより六案の採決をいたします。

六案全部を問題に供します。六案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君）　総員起立と認めます。よって六案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（松野鶴平君）　この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長高橋進太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十五年五月六日

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長松野鶴平殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二万三千三百円」を「二万四千四百円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

2　国会議員の秘書が昭和三十五年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた給料は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律による給料の内払とみなす。

〔高橋進太郎君登壇、拍手〕

○高橋進太郎君　ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、今般一般職の職員の給料額が改訂されますのに伴い、国会議員の秘書の給料額も現行の給料月額二万三千三百円を二万四千四百円に改正するものであります。議院運営委員会におきましては、審議の結果、可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君）　総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（松野鶴平君）　御異議ないと認めます。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第四　医療金融公庫法案

一、日程第六　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第七　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第八　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、日程第九　国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第十　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

一、日程第十一　国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長　松野　鶴平君

副議長　平井　太郎君

議員

村山　道雄君　田中　清一君

櫻井　志郎君　稲浦　鹿蔵君

大谷藤之助君　前田　久吉君
白井　勇君　下村　定君
吉江　勝保君　岩沢　忠恭君
苫米地英俊君　三木與吉郎君
大谷　瑩潤君　館　哲二君
堀　末治君　笹森　順造君
泉山　三六君　杉原　荒太君
山本　杉君　谷村　貞治君
天埜　良吉君　米田　正文君
鍋島　直紹君　北畠　教真君
金丸　冨夫君　川上　為治君
徳永　正利君　安部　清美君
鈴木　万平君　手島　栄君
林田　正治君　佐藤　芳男君
松野　孝一君　柴田　栄君
中野　文門君　増原　恵吉君
勝俣　稔君　山本　利壽君
後藤　義隆君　塩見　俊二君
秋山俊一郎君　上原　正吉君
岡崎　真一君　武藤　常介君
田中　茂穂君　藤野　繁雄君
杉浦　武雄君　西川甚五郎君
新谷寅三郎君　近藤　鶴代君
西郷吉之助君　迫水　久常君
高橋進太郎君　吉武　恵市君
永野　護君　下條　康麿君
小林　英三君　野村吉三郎君
大野木秀次郎君　大沢　雄一君
小幡　治和君　前田佳都男君
横山　フク君　石谷　憲男君
村上　春藏君　鹿島　俊雄君
植垣弥一郎君　赤間　文三君
青田源太郎君　仲原　善一君

堀本　宜実君　井川　伊平君
上林　忠次君　西田　信一君
江藤　智君　梶原　茂嘉君
高橋　衛君　鈴木　恭一君
大川　光三君　佐野　廣君
小沢久太郎君　青柳　秀夫君
井上　清一君　加藤　武徳君
安井　謙君　斎藤　昇君
小柳　牧衛君　谷口弥三郎君
木内　四郎君　紅露　みつ君
重宗　雄三君　堀木　鎌三君
郡　祐一君　草葉　隆圓君
一松　定吉君　青木　一男君
鹿島守之助君　木村篤太郎君
伊能繁次郎君　最上　英子君
岡村文四郎君　大谷　贇雄君
重政　庸徳君　石原幹市郎君
植竹　春彦君　野田　俊作君
井野　碩哉君

国務大臣
大蔵大臣　佐藤　榮作君
厚生大臣　渡邊　良夫君
国務大臣　赤城　宗徳君
国務大臣　益谷　秀次君

政府委員
人事院事務総局給与局長　滝本　忠男君
総理府総務副長官　佐藤　朝生君
内閣総理大臣官房公務員制度調査室長　増子　正宏君
厚生省医務局長　川上　六馬君

〔第二十一号参照〕

審査報告書

商工会の組織等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年五月十二日

商工委員長　山本　利壽

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織として商工会を設け、その事業、会員、設立手続、管理監督等について定めるとともに、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業について国が助成措置を講じようとするものであつて、小規模事業対策の推進を図るため妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行に必要な費用として、昭和三十五年度一般会計予算に小規模事業対策費四億三百六十万四千円が計上されている。

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年五月十二日

法務委員長　大川　光三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における不動産、特に土地に対する不法侵害の実情にかんがみ、不動産侵奪及び境界毀損の行為をあらたに処罰することとしたものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段（〇三）三二一―三三一一（大代表）
営業局